

子育て世帯生活支援事業「子育て応援券」取扱要領

令和4年7月

日高市 福祉子ども部 子育て応援課

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰による子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的とする。

2 事業主体

日高市

3 子育て応援券の概要

- ・ 名称 子育て応援券
- ・ 発行総額 40,000,000円
- ・ 発行冊数 8,000冊
- ・ 1冊当たりの構成 500円×10枚（5,000円分）
- ・ 発行（配付）時期 令和4年8月下旬
- ・ 使用期間 令和4年9月1日から令和4年12月31日まで
- ・ 券の1種類とし、10枚綴（1冊）とする。

4 子育て応援券の取扱

- ・ 協力店での買い物等に使用することができる。
- ・ 購入後の返品はできない。
- ・ 現金との引換えはしない。
- ・ 釣り銭は支払わない。

5 子育て応援券の利用対象から外れるもの

- ①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ②株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ③国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い
- ④その他、日高市が適当でないと認めたもの

6 取扱協力店（登録申込資格）

日高市内において、小売業、飲食業、各種サービス業などを営む店舗で、別紙「子育て応援券取扱店舗 登録申込書」を日高市に提出した店舗（以下「協力店」という。）とする。ただし、日高市地域支え合い協力店以外の次に該当する店舗は除く。

- ①資本金が5,000万円以上の事業所
- ②スーパーマーケット
- ③ドラッグストア
- ④コンビニエンスストア
- ⑤調剤薬局
- ⑥新聞専売所
- ⑦ホテル
- ⑧その他、日高市が適当でないと認めた店舗

7 取扱協力店への参加申込方法

「子育て応援券取扱店舗登録申込書」を子育て応援課へ提出する。
取扱協力店には、「子育て応援券見本」、「取扱協力店ポスター」、「のぼり」などを8月下旬に送付する。

8 換金手続き

- ・協力店は、子育て応援券を受け取る際は必ず偽造されたものでないかを確認する。
（子育て応援券は、偽造防止加工を施してある。）
- ・協力店は、受け取った子育て応援券の裏面に店舗名を記入し、「子育て応援券換金申請書」を添えて、子育て応援課窓口へ提出する。
（提出期限：令和5年1月31日）
- ・換金は、協力店が指定する口座へ振り込むものとする。

7 その他

- ・協力店において、本事業に関連した独自の販売促進活動等を行うことは差し支えない。

【担当】

日高市福祉子ども部
子育て応援課 子育て応援担当
電話042-989-2111(代表)